明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（働き方改革推進支援助成金）

第三十九条　働き方改革推進支援助成金は、次に掲げる中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、支給するものとする。

一・二　（略）

（受動喫煙防止対策助成金）

第四十条　受動喫煙防止対策助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主に対して、その実施する第一号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

一・二　（略）

（働き方改革推進支援助成金）

第三十九条　働き方改革推進支援助成金は、次に掲げる中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主（労働基準法第百四十一条第一項に規定する医業に従事する医師が勤務する病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）を営む事業主を除く。）については百人）を超えない事業主をいう。以下この条において同じ。）又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、支給するものとする。

一・二　（略）

（受動喫煙防止対策助成金）

第四十条　受動喫煙防止対策助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下この条において同じ。）に対して、その実施する第一号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

一・二　（略）

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護料） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき七万七千八百九十円、五万八千三百九十円又は三万八千九百円とする。 ４　その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十七万二千五百五十円、十二万九千四百六十円又は八万六千二百八十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十七万二千五百五十円、十二万九千四百六十円又は八万六千二百八十円）とする。	（介護料） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき七万五千二百九十円、五万六千四百九十円又は三万七千六百円とする。 ４　その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十七万千六百五十円、十二万八千七百六十円又は八万五千七百八十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十七万千六百五十円、十二万八千七百六十円又は八万五千七百八十円）とする。